

調布市民プールのあり方検討支援業務委託 仕様書

1 業務概要

(1) 件名

調布市民プールのあり方検討支援業務委託

(2) 現在までの経緯

調布市民プール（以下「市民プール」という。）については、令和5年度に50メートルプールの水位が低下する事象が確認されたところである。また、市民プールは建設後、約50年が経過していることから、今回の事象を踏まえた水位低下の原因特定と併せて、各プール（50メートル、25メートル、幼児用変形、乳児用）の水槽、管理棟や機械室を含む、施設全体の劣化度を確認する調査を実施した。

市は、当該調査の結果を踏まえ、施設・設備の老朽化はもとより、屋外プールをめぐる環境の変化に伴う様々な課題等を踏まえながら、市民プールのあり方について、多角的な視点から検討を行う必要がある。

(3) 業務の目的

本業務は、市民プールのあり方について、劣化度調査の結果はもとより、施設・設備の老朽化や屋外プールをめぐる環境の変化に伴う様々な課題、市民意見等を踏まえながら、多角的な視点から市としての方向（基本方針）についてとりまとめることを目的とする。

(4) 委託期間

契約締結後（令和7年4月下旬予定）から令和8年3月31日まで

2 業務内容

市民プールのあり方に関する方向（基本方針）を策定するための総合的支援を行うこと。

(1) 前提条件の整理

市民プールについて、検討に当たっての前提条件である立地条件や周辺環境、各種法令等を整理する。

(2) 現況の整理・分析

市民プールに関する劣化度調査結果等のデータのほか、市内の学校プールを含むプール配置状況等を参考に、各種検討に向けた現況の整理及び分析（設置状況、管理コスト、老朽化の現状、類似施設の事例検証、コストパフォーマンスの算出等）を行い、検討資料を作成する。

(3) 基礎データの収集

ア 市民アンケート

住民基本台帳に登録する調布市民3,000人（無作為抽出）を対象とし、調布市民プールのあり方に関するアンケートを郵送形式で実施する。調査に当たっては、調査項目の設定や調査票の作成及び送付、結果の集計及び分析を行う。

なお、対象となる調布市民の無作為抽出や、送付用ラベル及び封筒の作成、郵送料の負担は受託者が行い、市に提供する。

イ 学校アンケート

市立小・中学校の児童・生徒に対して、ウェブ入力方式でアンケートを実施する。調査に当たっては、調査項目の設定や、結果の集計及び分析を行う。なお、調査については地方自治体向け手続き等デジタル化ツールであるL o G oフォームの活用を予定しており、調査票の印刷・発送・回収は不要とする。L o G oフォームによるフォーム作成・U R L発行・集計は市が行うものとする。

ウ 団体ヒアリング

関連団体に対し、ヒアリングを実施する。なお、実施に当たっては、市に同席するものとし、結果について分析を行う。

(4) 市民プールのあり方に関する方針の策定検討

ア 方向の検討

調布市民プールの今後のあり方について、コスト面（概算事業費、ランニングコストなど）、機能面（プール機能や市全体におけるプール機能の配置の考え方、健康増進への貢献度など）、民間活力導入の可能性などの観点を踏まえながら、複数の方向（廃止・継続・拡充・機能移転など）性を整理する。整理した方向については、それぞれ実現性や収益性、事業スケジュールなどの面から評価及び検証を行う。

イ 基本方針（案）の作成

市民プールのあり方に関する基本方針（案）をとりまとめ、市民に対して周知を図るために使用する資料を作成する。なお、基本方針（案）については令和7年12月頃の決定を目指す。

(5) 検討委員会の運営支援

令和7年度に開催する、（仮）調布市民プールのあり方検討委員会（4回程度）で使用する資料や議事録の作成など、会議運営に必要な支援を行う。なお、会議の日程や場所、並びに委員の選定や謝礼については、市が調整及び負担をする。

(6) 打ち合わせ実施及び会議開催等の支援

・担当者打合せ、全体スケジュール管理

3 成果品の作成

本業務の成果品は次のとおりとし、業務完了時に以下を納品すること。また、契約終了時に当該契約に係る実施状況について、報告書を提出するものとする。

なお、成果品の所有権、著作権及び利用権は、市に帰属し、市の承諾なしに使用し又は公表してはならない。

ア 報告書 2部

イ 上記資料の電子データ（CD-R等により提出することとし、データ形式は市と受託者が別途協議の上決定する。） 1式

4 業務の実施

業務の受託者は、以下のとおり実施するものとする。

(1) 業務の着手

ア 業務工程表

イ 業務実施計画書

ウ その他必要な書類

(2) 業務の完了

ア 業務の結果についての成果品

イ その他必要な書類

(3) 業務実施体制

受託者は、本業務の公募型プロポーザルの参加表明書類に記載した者、かつ、当市の意図及び目的を十分に理解した上で経験豊富かつ業務内容に精通した者を管理技術者として配置しなければならない。

(4) 入札参加資格要件

平成26年度から令和5年度の間において、官公庁が発注する公共施設のあり方検討に関する業務委託を受注した実績を1件以上有すること。

5 著作権について

(1) 本業務の実施により生じた著作物（既得されているは除く）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、本市へ帰属するものとする。

(2) 本業務の成果物は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとする。

6 提案にあたっての留意事項

(1) 本仕様書に記載する業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

(3) 本仕様書に記載する業務内容については、実施段階において、予算や諸事情により変更することがある。

7 業務の再委託について

受託事業者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面で本市の承諾を得なければならない。

8 その他

(1) 本業務の遂行に必要な打ち合わせについては、業務の主要決定事項の検討時期に合わせて実施することとし、打ち合わせ後は速やかに議事録を作成し、提出すること。

(2) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、調布市生活文化スポーツ部スポーツ振興課と受託者で協議のうえ、決定する。